

小児医療費助成対象の拡大について

1. 制度の概要

子育てにかかる経済的負担を軽減し、適切な医療を早期に受けられるようにするため、保険診療の自己負担分を助成しています。

【小児医療と医療保険】

↑ 保険診療にあたる 医療費 ↓	<小児医療費助成> ①未就学児：2割 ②小学生～：3割	↑ 横須賀市の負担 ↓
	<医療保険による給付> ①未就学児：8割 ②小学生～：7割	↑ 医療保険者の負担 ↓

2. 対象者等の拡大

		現行	拡大後（平成30年4月～）
年 齢	通院	<u>小学校6年生まで</u>	<u>中学校3年生まで</u>
	入院	中学校3年生まで	
所得制限	通院	0歳児 なし	<u>なし</u>
	入院	1歳～ <u>あり</u>	

3. 医療証が交付される児童数について

対象者は約12,000人増加すると想定

4. 県内市町村の状況

別紙参照

(参考：県内市町村の状況)

平成29年4月1日現在 (29年度中の変更予定を含む)

自治体名	通院助成対象年齢	通院・入院助成にかかる 所得制限	自己負担
横浜市	～小6	1歳以上	小4～6、通院1回500円までの 一部自己負担金あり
川崎市	～小6	1歳以上	
相模原市	～小6	1歳以上	—
横須賀市	～小6→中3	1歳以上→なし	—
平塚市	～中3	小1以上	—
鎌倉市	～中3	小1以上	—
藤沢市	～小6	中1以上	—
小田原市	～中3	小1以上	—
茅ヶ崎市	～小3	4歳以上	—
逗子市	～小6	1歳以上	—
三浦市	～中1	中2以上	—
秦野市	～小6	小1以上	—
厚木市	～中3	なし	—
大和市	～中3	1歳以上	—
伊勢原市	～小6	1歳以上	—
海老名市	～中3	なし	—
座間市	～小6	1歳以上	—
南足柄市	～中3	1歳以上	—
綾瀬市	～中3	なし	—
葉山町	～小6	中1以上	—
寒川町	～中3	1歳以上	—
大磯町	～小6	1歳以上	—
二宮町	～中3	小1以上	—
中井町	～中3	なし	—
大井町	～中3	なし	—
松田町	～中3	なし	—
山北町	～中3	なし	—
開成町	～小6	3歳以上	—
箱根町	～中3	なし	—
真鶴町	～中3	なし	—
湯河原町	～小6	なし	—
愛川町	～中3	なし	—
清川村	～中3	なし	—

(注) 入院助成は各市町村(清川村除く)、中学校3年生まで。清川村は高3まで入院助成あり

- (1) 中学校3年生までの通院助成・所得制限の撤廃：県内市で4番目、県内市町村で12番目
- (2) 中学校3年生までの通院助成：県内市で9番目、県内市町村で19番目
- (3) 所得制限の撤廃：県内市で4番目、県内市町村で13番目